平成２２年（フ）第４３７号
佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田527番地３
債務者　河村ユリ子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
佐賀県鹿島市大字山浦甲2858番地
債務者　樋渡　真吾
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６５９号
大分県別府市大字鶴見1420番地
債務者　幸　　尚人
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２６６号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1074番地21
債務者　山名　正利
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２８５号
宮崎県延岡市南一ケ岡２丁目８番８号
債務者　山口精志郎
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２８６号
宮崎県延岡市南一ケ岡２丁目８番８号
債務者　山口　留美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９３号
宮崎県日向市大字財光寺1314番地１
債務者　赤木　美紀
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９４号
宮崎県延岡市富美山町83番地666
債務者　戸髙慧智子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９５号
宮崎県日向市大字細島896番地
債務者　渡部　真弘
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第８８３号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目42番６号
債務者　奥脇美和子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８８５号
鹿児島県鹿児島市武２丁目２番13号２丁目アパート102号
債務者　岩﨑　節子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９９号
鹿児島県指宿市大牟礼１丁目25番10号
債務者　徳井　和昭
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第４８５号
沖縄県那覇市西３丁目９番５―407号県営三重城市街地住宅
債務者　折田さゆり
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４８６号
沖縄県那覇市西３丁目９番５―407号県営三重城市街地住宅
債務者　折田　宣恵（旧姓糸数）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５４２号
沖縄県浦添市字経塚424番地フラッツ経塚303
債務者　福田ひとみ（旧姓上地）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５５０号
沖縄県那覇市字古波蔵390番地１　201
債務者　立津　美樹
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５７０号
沖縄県浦添市仲西１丁目24番３―406号　朝日マンション
債務者　前田　勝子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部